

幕末・維新时期における江戸町方家族と孝道徳

—「四谷塩町一丁目」人別帳を史料にして—

Edo residents and Obligation Morals at the End of the Shogunate

— Using the method of analysis of [Yotsuya-Shiocho-1chome Ninbetsucho]

早川 雅子

(Hayakawa Masako)

Abstract :

We clarify the actual situation of families in the Edo period, using a historical document [Yotsuya-Shiocho-1chome Ninbetsucho]. It turns out that more than half of families in the middle 19th century were nuclear families. We also see an ideology of retaining families to next generations, in particular in families staying in the Edo for long.

キーワード：江戸町方住民、四谷塩町一丁目人別帳、家族形態

Key Word : Edo resident, Yotsuya-Shiocho-1chome Ninbetsucho, Family form

四谷塩町一丁目（以下、塩町一丁目）は、現在の東京都新宿区本塩町一丁目一番～五番である。地面面積は3678.24坪、世帯数・住民数は、増減が激しいが、最多は文久1（1861）年の200世帯・797人、最少は元治2（1865）年の135世帯・577人である。

この町には、安政4（1857）年から明治3（1870）年までの14年間の内の8年分、8本の人別帳が残されている。人別帳は、人口調査（人別改）の記録で、4月から翌年3月までの一年間に町内にした人々に関する情報が記載されている。主な情報は、名前、性別、年齢、出生地、宗旨・寺、続柄、職業、居住階層、一年間の異動などである。塩町一丁目人別帳は、現在確認される幕末・維新时期における江戸・東京の人別帳の中では、最も多年次にわたる記録である⁽¹⁾。

筆者は、江戸町方に残存する人別帳のデータベース化に取り組んでおり、塩町一丁目人別帳8本のデータベース化は完了している⁽²⁾。デー

タベースの核となるのは、1. 名前、2. 性別、3. 年齢、4. 出生地、5. 宗旨・寺、6. 職業、7. 続柄、8. 居住階層、9. 居住保証人である。今回は、このデータベースを使い、ハメル-ラスレットの分類法に基づき、安政4年4月から明治2年3月までの14年の間に塩町一丁目に住した世帯を対象に、町内居住期間における家族形態を分類した⁽³⁾。人別帳は複数年度分あるので、継続居住期間における家族形態の移行も追跡した。対象世帯数は557世帯、家族形態の移行件数は1119件である⁽⁴⁾。この分類結果に、店借・地借・家主・家持という居住階層、職業を重ね、家族世帯の性格を表すデータを作成した。

本稿では、このデータの分析を通して、塩町一丁目における家族世帯の性格や、同町の世帯構造を明らかにする。さらに、それらの性格が、彼らの日常道徳にどのように反映されているかを展望したい⁽⁵⁾。具体的には、日常道徳のなかでも家族に関わる道徳として、孝道徳を取り上

げる。そこで、データ分析では、孝道徳に反映される性格に焦点を当てる。すなわち、都市住民の家族形態の特徴と、世代継承の問題である。

論述は、ハメルラスレットの分類法の検討から始め、家族形態の特徴、世代継承の問題へと進める。そして、分析結果を通して、都市住民における孝道徳を展望し、結論に代えたい。

1. 家族形態の分類方法

ハメルラスレットの分類法（H-L分類法と略）は、家族構造の分析では広く使用されている⁽⁶⁾。本稿では、都市部におけるデータを提供し、地方都市や村落の家族形態との比較にも資するため、この一般的な分類法を採用する。ただし、日本の家族形態に適用した場合の問題点も指摘されており、実際、都市家族の分類には解釈と工夫を要した⁽⁷⁾。

H-L分類法では、まず、家族世帯は、五つの類型（カテゴリー）に分類される（【表1】参照）。五つのどれにも分類できない世帯は、【類型6】のカテゴリーに入れる。五つのカテゴリーには、それぞれ幾つかの下位分類（クラス）が設定される。クラス設定の基準は、世帯主と世帯構成員との続柄、及び世代関係である。

【表1】

類型（カテゴリー）	下位分類（クラス）
1 独立世帯	1a 寡夫・寡婦
	1b 未婚あるいは婚姻経験不明
2 非家族世帯	2a キョウダイの同居
	2b その他の親族の同居
	2c 親族関係が明らかでない者の同居
3 単純家族世帯	3a 夫婦のみ
	3b 夫婦と子供（たち）
	3c 寡夫と子供（たち）
	3d 寡婦と子供（たち）
4 拡大家族世帯	4a 上向的拡大
	4b 下向的拡大
	4c 水平的拡大
	4d 4a-4cの組合せ
5 多核家族世帯	5a 上向的副次核を含む
	5b 下向的副次核を含む
	5c 水平的副次核を含む
	5d キョウダイ家族
	5e その他の多核家族世帯
6 分類不能世帯	

H-L分類法の特徴は、夫婦家族単位（Conjugal Family Unit, CFU）を基本とする点にある。CFUは、夫と妻と同居している未婚の子供たちからなる家族単位である。また、CFUは、夫婦のみ、片親と未婚の子供たちでも形成される。この子供は、実子、養子、連れ子等の区別をせずに、一括して子供として扱う。同様に、子供にとって親が、実親か養親も問題にしない。

【類型3】単純家族世帯は、一つのCFUから成り、他に親族や世帯が加わっていない世帯である。H-L分類法では、【類型3】の下位に設定されるクラスは、【3a】～【3d】の一段階、4クラスのみである。しかし、一段階のクラスでは、【3a】を除く三つクラスの世帯では、世帯の中心は誰であるかがわからない⁽⁸⁾。たとえば、【3b】夫婦と子供（たち）世帯を例にとると、老夫婦と息子（世帯主）の世帯も、世帯主夫婦と幼い子供の世帯も、ともに、【3b】夫婦と子供（たち）の世帯に分類されてしまう。つまり、一段階のクラスだけでは、親と子供のどちらの世代が世帯主なのかかわからないのである。家族の性格、形態移行のパターン、相続は、世帯主の世代によって異なるから、分析データとしては不十分である。

そこで、世帯主の世代を分類するために、もう一段階下位の細目として、a、bの二つを追加した。【表2】を参照されたい。aは世帯主が子供を意味し、世帯主にとって同居する親は上の世代、いわゆる上向的である。bは世帯主が親を意味し、世帯主にとって子供は下の世代、いわゆる下向的である。前述の【3b】夫婦と子供（たち）世帯は、その下位の細目でみると、老夫婦と息子（世帯主）の世帯は【3ba】、世帯

【表2】

下位分類（クラス）	細目分類
3a 夫婦のみ	
3b 夫婦と子供（たち）	3ba 上向的（子供が世帯主）
	3bb 下向的（親が世帯主）
3c 寡夫と子供（たち）	3ca 上向的（子供が世帯主）
	3ab 下向的（親が世帯主）
3d 寡婦と子供（たち）	3da 上向的（子供が世帯主）
	3db 下向的（親が世帯主）

主夫婦と幼い子供の世帯は〔3bb〕に分けられる。つまり、〔3ba〕は世帯主より上の世代との同居世帯、〔3bb〕は世帯主より下の世代との同居を表す。

次は、〔類型4〕 拡大家族世帯である。このカテゴリーは、CFUに親族が加わり、この親族が自分自身でCFUを作っていない世帯である。〔類型4〕には、四つのクラスがあり、世帯主を基準にして、付け加わった親族がどの世代に位置するかによって分けられる。この親族は、実親か養親かの別、CFUを形成する夫婦の夫方か妻方かの別は問わない。

〔類型4〕では、H-L分類法に修正を施した。もともと、H-L分類法では、クラス分けの基準はCFUの長に設定される。しかし、本分類では、加わった親族が、CFUを作っていないけれども、世帯主の場合は、この世帯主を基準としてクラス分けをする、と修正した⁽⁹⁾。修正の理由も含めて、四つのクラスを説明しよう。

まず、上向的拡大〔4a〕と下向的拡大〔4b〕の二つのクラスについて。上向的か下向的かは、CFUに加わる親族が、世帯主を基準にして、上の世代か下の世代かで決定される。上向的拡大〔4a〕とは、CFUを形成する世代が世帯主で、CFUに加わった親族が、配偶者をもたず、世帯主を基準にして上の世代にあたるクラスである。たとえば、世帯主夫婦と夫の母親が同居する世帯は、母親は世帯主を基準にして上の世代にあたるから、〔4a〕に分類される。

下向的拡大〔4b〕は、CFUに加わる親族が世帯主で、CFU世代は世帯主を基準にして下の世代にあたるケースである。妻を亡くした男とその息子夫婦が同居し、男が世帯主の場合が、これにあたる。息子夫婦はCFUを形成しているが、父親の世帯主は形成していない。

H-L分類法に従ってCFUの長を基準にすると、基準は息子にあり、父親は上の世代にあたる。だから、世帯主と息子夫婦からなる世帯も〔4a〕に分類されてしまう。つまり、CFUの長を基準に設定すると、〔4a〕と〔4b〕の区別に意味がなくなり、家族形態の移行や家督の相続を追跡することができない。

そこで、同居する親族が世帯主の場合は、

CFUを形成していなくても、世帯主としての地位を優先して、世帯主を基準としてクラスを分ける、と修正を加えた。この分類法によれば、妻を亡くした世帯主の父親とその息子夫婦が同居する世帯は、世帯主の父親を基準として、息子夫婦は下の世代にあたるから、下向的拡大〔4b〕に分類される。

三世代同居世帯の分類にも、世帯主を基準にしたクラス分けを適用する。この場合は、世帯主に基準を置き、世帯主と世帯主の子供との関係を優先させる。たとえば、世帯主-世帯主の子-世帯主の孫の三世帯のように、各世代一人ずつ三世代が同居する世帯の分類では、世帯主-世帯主の子を括りCFUとみなし、孫は世帯主にとって下向的だから、〔4b〕とする。

水平的拡大〔4c〕は、同居する親族が、世帯主と同じ世代の場合のクラスである。同じ世代の親族とは、CFUを形成する夫や妻のキョウダイ、イトコである。たとえば、夫を世帯主とする夫婦と夫の妹が同居する世帯は、〔4c〕に分類される。

4a-4cの組み合わせ〔4d〕とは、二方向あるいは三方向が組み合わせあった親族が同居する世帯である。この親族に該当するのは、CFU夫婦のオイ（メイ）、オジ（オバ）である。たとえば、世帯主の甥は、世帯主のキョウダイ（同じ世代）の子供（下の世代）で、水平的と下向的との二方向が組み合わせあった親族である。

〔類型5〕 多数家族世帯とは、親族関係で結ばれた二つかそれ以上のCFUから成る世帯である。世帯主夫婦と夫の弟夫婦が同居する世帯は、その典型である。この世帯には、世帯主夫婦CFUに、その弟夫婦CFUが加わり、二つのCFUが含まれる。

多数家族世帯のクラスは五つである。このクラスも、〔類型4〕と同様の理由で、CFUを形成していなくても世帯主であれば、世帯主としての地位を優先させる。世帯主を基準として、加わるCFUの世代が世帯主にとってどの方向かで分けられる。世帯主にとって上の世代ならば、上向的副次核を含む〔5a〕、下の世代ならば下向的副次核を含む〔5b〕である。

世帯主夫婦と世帯主の親夫婦が同居する世帯

は、親夫婦は世帯主の上向的世代だから [5a]、反対に、世帯主夫婦と世帯主の子供夫婦が同居する世帯は、子供夫婦は下方的世代だから [5b] である。CFUは、寡夫・寡婦と未婚の子供たちでも形成される。だから、世帯主夫婦と、世帯主の母親とその未婚の子供が同居する世帯には、二つのCFUがあることになる。つまり、世帯主夫婦CFUと、母親と子供で形成するCFUである。母親のCFUは世帯主にとって上向的だから、この世帯は [5a] に分類される。

その他、分類上の問題点を二点述べておく。第一は、同居人の扱いである。都市人口の特徴として、同居人の多様性がある。世帯主と同居人との関係は、奉公人、同郷や同業の縁故、掛り人や預り人など多様で、不明の場合も少なくない。問題は、親族の記録である。親族には、同居人と記録、かつ親族関係も記される場合と、親族関係のみが記録される場合がある。二つのケースは、同年度で混在するのみならず、同一人物でも年度ごとに異なることもあり、記録方法が定式化されていない。

本分類では、同居人の処理方法に、以下の規則を設定した。親族に関しては、同居人の記録の有無にかかわらず、家族世帯に組み込んで分類をする。その他の同居人に関しては、家族形態の分類に三つの項目を追加した。①同居人の有・無、②（有の場合）同居人の人数、③（有の場合）同居人の種類の三項目である。

第二は、家族形態の移行追跡に関する問題点である。この問題は、近世都市の住民支配、及び人別帳の編成に原因する。

近世都市における住民支配は、町単位で行われる。一つの町は幾つかの地面に区割りされ、

地面ごとに家主が置かれ、地面とそこの住民世帯を管理する。個々の住民はすべて、世帯の中に組み込まれている。この世帯とは、居住および生計をともしする集団の意味で、同居人もこれに含まれる。この住民支配システムに対応して、人別帳は編成される。つまり、世帯を一単位とし、個々人は世帯構成員として位置づけられる。人別帳データベース構築では、人別帳の編成に基いて、世帯を一単位として設計した。

家族形態の分類は、一世帯を一家族世帯と見なして行う。家族形態の移行追跡とは、世帯における家族形態を、年を追って分類することである。厳密に言えば、同一の家族世帯の形態の移行追跡ではない。したがって、ある世帯に新規転入した者が世帯主になると、その世帯の家族形態は、新しい世帯主を基準にして分類される。新旧の世帯主の続柄によっては、新しい家族形態が以前の家族形態とは全く連続しないケースも生じる。また、世帯主が交代した時点で、それ以前の家族形態の追跡は終了してしまう場合もある。家族形態の移行分析では、こうしたケースが存在することを念頭に置く必要がある。

さて、安政4年4月から明治2年3月までの14年の間に、四谷塩町一丁目に在住した世帯の数は、557世帯である。この557世帯について、町内在住期間における家族形態を分類した。分類の時点は二点、年度の初め4月初日と、年度の終わり3月末日である。分析では、主として4月初日時点での分類結果を用いた。

2. 単純家族世帯の性格

【表3】は、人別帳8本、それぞれ4月の時点における家族形態分類の集計結果である。一見

【表3】

	安政4	文久1	文久2	文久3	元治2	慶応3	明治2	明治3
類型1	12	17	11	11	14	20	10	9
類型2	6	4	3	4	3	3	2	2
類型3	122	116	90	79	71	76	98	77
類型4	22	35	25	23	28	32	35	33
類型5	19	27	23	19	18	17	18	19
類型6	1	1	1	1	2	2	2	2
合計	182	200	153	137	136	150	165	142

(単位：世帯)

して明らかなように、[類型3] 単純家族世帯は、各年いずれも5割超と、家族世帯の半数以上を占めている。幕末維新の動乱の中、全世帯数の増減が著しいにもかかわらず、単純家族世帯5割超という割合は、さほどの変化をみせない。幕末江戸の人別帳の分析研究よれば、麴町十二丁目・四谷伝馬町新一丁目・渋谷宮益町の合計で、核家族世帯は52%である。単純家族世帯は、核家族とほぼ同義と捉えることができ、四谷塩町一丁目の核家族世帯の割合も同率であったといえよう⁽¹⁰⁾。

本節では、文久3（1863）年4月の家族形態を対象に設定し、幾つかの観点から単純家族世帯の性格を分析する。文久3（1863）年のデータを用いるのは、四谷塩町一丁目人別帳の残存状況による。同町人別帳は、文久1（1861）年から元治2（1865）年までの5年間のうち、元治1（1864）年分は欠くものの、4年分が残存しており、また、元治1年の闕本分を補足する史料が存在する⁽¹¹⁾。つまり、文久1（1861）年から元治2（1865）年までの5年間の記録は連続データで、文久3（1863）年は中間年にあたるため、前後の移動を追跡することができる。

【表4】から、文久3（1863）年の単純家族世帯79世帯の内訳を確認しておこう。夫婦のみ[3a]が10世帯、夫婦と子供（たち）[3b]が49世帯、寡夫と子供（たち）[3c]が10世帯、寡婦と子供（たち）[3d]が10世帯である。[3b]が49世帯と、単純家族世帯の6割を超えている。[3b]の細目をみると、[3bb]の世帯数は46にのぼり、大半は、世帯主夫婦と子供（たち）からなる世帯である。

まず、有配偶世帯[3a][3b]が、計59世帯

と、約4分の3を占めることに注目したい。有配偶世帯に関しては、[類型4] 拡大家族世帯では23世帯中18世帯、[類型5] 多数家族世帯では19世帯中17世帯を数える。[類型3] 単純家族世帯の59世帯と合わせると94世帯、全137世帯の約70%は、有配偶世帯である。江戸時代の結婚については、信濃国湯舟沢村の宗門改帳を史料にした調査がある[鬼頭2000]⁽¹²⁾。明和8（1771）年の有配偶率を、直系家族の男69%、直系家族の女72%と算出し、有配偶率の高さを指摘している。塩町一丁目の有配偶率も、これに匹敵する高い水準にあったといえる。

次に、寡夫[3c]、または寡婦と子供（たち）[3d]の形態には、一定の傾向がみられる。[3c]の細目では、10世帯すべてが[3cb]で、世帯主の父親とその子供（たち）で構成される。調査期間を通じて、寡夫と子供（たち）[3c]の形態では、寡夫が世帯主になるのが一般的である。一方、寡婦と子供（たち）[3d]では、子供（たち）の性別に依るところが大きい。子供の世代に男性がいる場合は、大半が男子を世帯主に据えて、寡婦と世帯主の息子[3da]という形態になる。子供の世代が女性、あるいは男性であっても嬰兒の場合は、寡婦が世帯主になり、世帯主の母親と子供（たち）[3db]の形態になることが多い。もちろん、老齢などの理由で寡婦が世帯主を務めがたければ、子供が世帯主になる。

単純家族世帯はどのように形成されたのか、夫婦の出身地から検討しよう。塩町一丁目人別帳には、江戸出生の場合は「御府内」と記録、江戸以外の他国出生の場合は町名・村名までが記録されている。有配偶世帯[3a, 3b]については、夫と妻の出生地がわかる。出生地の組合せは、四通り。すなわち、①夫・江戸-妻・江戸、②夫・江戸-妻・他国、③夫・他国-妻・江戸、④夫・他国-妻・他国の四つである。出生地が江戸ということは、遅くとも彼らの親の世代が江戸に流入し、江戸で彼らを生んだことを意味する。つまり、親と子との二世代が、江戸で世帯を構えたことになる。

文久3（1863）年における有配偶世帯、[3a]と[3b]の合計は、59世帯である。出生地の内

【表4】

クラス	世帯数	細目	世帯数
3a	10	3a	10
3b	49	3ba	3
		3bb	46
3c	10	3ca	0
		3cb	10
3d	10	3da	6
		3db	4
合計	79		79

訳は、①夫・江戸-妻・江戸（29世帯）、②夫・江戸-妻・他国（2世帯）、③夫・他国-妻・江戸（16世帯）、④夫・他国-妻・他国（12世帯）である。59世帯のうち約半数の29世帯は、夫婦とも江戸生まれ、江戸で今の世帯を持ったことになる。妻の出生国では、①と③の合計45人、江戸生まれが8割以上を超える。②と③の江戸-他国の組み合わせは、親の世帯から息子（娘）が独立して、世帯を持ったことを表す。有配偶世帯59世帯の約8割は、夫方・妻方両方、ないしは片方の親世代が江戸で世帯を構えており、江戸に足場を持っていた。④の他国同士の組み合わせ、つまり、夫婦で江戸に転入、ないしは他国からの転入者が江戸で結婚したケースの方が、むしろ少なかったといえる。要するに文久3（1863）年における単純家族世帯は、江戸定着第二世代以上が大半を占めていたといえる。18世紀後半以降、江戸流入民の定住化と家族形成が進んだといわれるが〔斉藤2002〕⁽¹³⁾、この単純家族世帯の出生地はそれを裏付けるデータであろう。

ここで重要なのは、親の世代が江戸で家族を形成したにもかかわらず、その子供の世代が単純家族世帯だという点。別言すれば、親世代との同居世帯が少ない点である。親世代との同居世帯の家族形態は、〔類型4〕拡大家族世帯、及び〔類型5〕多数家族世帯に分類される。〔類型4〕拡大家族世帯では、離死別した親と子供CFUが同居する家族形態が、親世代との同居世帯に該当する。クラスとしては、〔4a〕と〔4b〕である。〔類型5〕多数家族世帯では、親世帯と子世帯の二世帯が同居する家族形態、〔5a〕〔5b〕である。

【表5】【表6】は、文久3（1863）年における〔類型4〕、及び〔類型5〕のクラスを集計し

【表5】

クラス	世帯数
4a	7
4b	5
4c	6
4d	5
合計	23

【表6】

クラス	世帯数
5a	6
5b	10
5c	2
5d	0
5e	1
合計	19

た表である。拡大家族世帯では、〔4a〕7世帯、〔4b〕5世帯の計12世帯が、親と同居する子供世帯である。また、多数家族世帯では、〔5a〕6世帯、〔5b〕10世帯の計16世帯が、親と子の二世帯同居世帯である。〔類型4〕と〔類型5〕の合計28世帯が、親ないしは親と同居する子供世帯であり、全137世帯の20%に過ぎない。もっとも、〔類型4〕のなかには、離死別した親+離死別した子供+孫の三世帯が同居する世帯が4件を数え、この緊急避難的なケースを除くと、世代の継承という明確な意図をもって親世代と同居する子供世帯は、より少数であろう⁽¹⁴⁾。

このように単純家族世帯が全世帯の半数以上を占め、また、その大半が江戸定着第二世代であったにもかかわらず、親世代と同居する世帯が少ない。この事実が示すのは、都市住民は定着世代数にかかわらず、単純家族世帯になりやすいことだといえる。つまり、単純家族世帯の子供たちの多くは、結婚して生家を出る、あるいは生家を出てから結婚するという形で、自分の家族を形成していくと考えられる。

単純家族世帯になりやすい理由を、移動と職業との関係から検討しよう。都市住民の特徴は、移動性にある。江戸に流入した人々は、一つの町に定着するよりも、江戸町方の範囲内を頻繁に移動しながら暮らしていた。移動を繰り返せば、安定した職業に就いて生活基盤を築くことが難しくなる。

文久3（1863）年4月時点における単純家族世帯79世帯をみると、居住期間が10年未満の世帯は52世帯、約68%に上る⁽¹⁵⁾。およそ7割の単純家族世帯は、一所に落ち着いて生活基盤を築くのではなく、移動しながら生活をするのである。

【表7】は、居住期間10年未満の52世帯について、家族形態、職業、居住形態をまとめた表である。居住期間10年未満の家族形態は、世帯数では、〔3ba〕・〔3bb〕が25世帯と最多であるが、全体に占める割合では、〔3a〕が全10世帯中9世帯、〔3cb〕全10世帯中10世帯、〔3da〕・〔3db〕全10世帯中8世帯ときわめて大きい。夫婦のみの世帯、寡夫または寡婦と子供（たち）の世帯の方が、移動性が高いのである。

【表7】

家族形態	世帯数 (全体)	職業分類	世帯数
3a	9 (10)	商業	4
3ba	1 (3)	職人	16
3bb	24 (46)	雑業	29
3ca	0 (0)	不明	3
3cb	10 (10)	合計	52
3da	5 (6)		
3db	3 (4)		
合計	52 (79)		

居住形態	世帯数
家主	1
家持	0
地借	4
店借	47
合計	52

52世帯の職業は、多様性に富む。ここでは、明治5年3月に実施された「工商業銘調査」に倣って、「商の部」「工の部」「雑業の部」に分類する。分類の目安を、職業の末尾に置き、「商」「渡世」が付く職業を商業、「職」が付く職業を職人、商工に分類しにくい職業を雑業とした。雑業は、医者・芸人・人宿なども含まれるが、大半は、日雇稼・賃仕事・棒手振などの都市雑業、いわゆる「その日稼ぎ」⁽¹⁶⁾である。なお、「時物売」など、末尾が「売」の職業は、振り売りの一種と解し、雑業に分類した。

移動性が高い家族形態 [3a]、[3cb]、[3da]・[3db] の職業をみると、雑業、なかでも「その日稼ぎ」が多いという特徴がある。[3a] では6世帯(日雇稼2・振り売り2・按摩取1・道心者1)、[3cb] では7世帯(日雇稼3・振り売り2・土方1・無職1)、[3da]・[3db] では(賃仕事3・日雇稼1・振り売り1)が、「その日稼ぎ」の職業である。賃仕事は、[3db] の3世帯で、稼ぎ手たる夫を亡くした寡婦の常套的な職業である。こうした「その日稼ぎ」の職業では、現在の世帯を維持することすら難しく、家族の増員を支えることなど到底かなわない。寡夫または寡婦と子供(たち)の世帯のなかには、再婚をして夫婦と子供(たち)の形態に移行することができなかつた世帯が相当数含まれるといえるだろう。

52世帯の職業の構成でも、商業4世帯、工業

16世帯、雑業29世帯、不明・なし3世帯と、雑業世帯が半数以上を占める。もともと、商業とはいえ、店借という居住形態では、道路に面した表店に店を構える常設店舗での商売とは考えがたい。むしろ、床店などの仮店舗での小商売が推測される。また、工業とは、手細工をする職人であるが、専門的な技術者かどうかは疑わしい。専門技術の習得には、一定期間の修行を要し、頻繁な移動のなかでの修行は難しいからである。あるいは、専門技術者だとしても、店を構えるだけの経済的基盤をもたず、仕事を求めて移動する「渡り職人」だったと推測される。雑業は無論のこと、商業や工業でも、定期的、かつ高い収入は見込めない職業が多いといえるだろう。

移動性が高い世帯の多くは、定期的な高収入を見込むことができない職業に就いている。これらの職業では、同じ町内で落ち着くよりも、むしろ、仕事を求めて労働需要がある所へ移動をした方が、仕事の確保は容易である。しかも、その仕事には、同居して子供に仕事を教えるまでの専門性はなく、その収入では、子供に定職に就かせるべく教育を施すことも難しい。また、商売の経営規模も、二世帯が同居するほどに大きくはなく、一世帯単独で生計を立てた方が効率的であろう。このような職業による経済的理由から、単純家族世帯は再生産されると考えられる。

最後に、家族形態の移行という観点から、単純家族世帯の特徴を検討する。本来、家族形態の移行では、家族形態の一年ごとの変化を追い、長期間の追跡データから周期的変化を分析する。塩町一丁目の人別帳は、安政4(1857)年・文久1(1861)年・文久2(1862)年・文久3(1863)年・元治2(1865)年・慶応3(1867)年・明治2(1869)年・明治3(1870)年の8本のみで、しかも年度も連続しない。その意味では、家族形態の移行追跡とは認めがたい。しかし、江戸町方に残存する人別帳としては14年間という長期の記録であること、14年間継続して居住する世帯については、ある程度の移行追跡が可能で、江戸町方における家族形態の変化の傾向を推測することは期待できよう。

【表8】は、各世帯の4月時点における家族形態が、次の人別帳の4月時点でどのように変化したか（変化しない場合も含め）を追ひ、結果をまとめた表である。表中の「抹消」とは、翌年3月までに町外に転出、あるいは、調査期間に転出して、次の4月時点には記録が存在しない世帯を意味する。転出の理由は、引越・引渡・欠落・行方不明など様々あるが、ここでは理由の如何に拘わらず、「抹消」として処理をした。

[3b]の移行に着目しよう。[3b]から[3c]へ、あるいは[3d]への移行は、計16世帯を数える。[類型4]・[類型5]と比較すると、移行の割合は、かなり高いといえる。夫婦と子供(たち)からなる世帯において配偶者、とりわけ稼ぎ手を失えば、忽ち窮地に陥る。配偶者を欠く世帯[3c]、[3d]では、世帯の維持が困難であること、前述した通りである。[3b]は、次回まで同じ形態を保つ世帯が多いとはいえ、

「抹消」も30%にのぼる。[3b]は、決して安定した形態ではない。

【表9】は、次回の形態が同じクラスの件数、および抹消された件数を、クラスごとに集計した表である。[3a]、[3ca]・[3cb]、[3da]・[3db]では、次回に「抹消」となるケースが40%を越えており、[3da]がほぼ同じの他は、次回まで同じ形態を保つケースの方が少ない。以上をまとめると、[類型3]単純家族世帯は脆弱性が高いと結論できるだろう。

3. 継続居住世帯における世代継承

塩町一丁目には、安政4年4月から明治3年4月までの14年の間、継続して町内に在住していた世帯37世帯が存在した(分家、外地主を含めると43世帯)。**【表10】**は、37世帯に関する、家族形態の移行、居住階層、職業、推定在住年数である⁽¹⁷⁾(居住階層と職業は元治1年、推定在住年数は明治3年時点)。

【表8】

移行前 \ 翌年	1a	1b	2a	2b	3a	3ba	3bb	3ca	3cb	3da	3db	4a	4b	4c	4d	5a	5b	5c	5d	5e	6	抹消	合計	
1a	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	20
1b	1	23	1	1	1	1	2	1	1	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	38	74
2a	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	12	20
2b	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5
3a	2	1	0	0	39	0	8	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	101
3ba	0	1	0	0	0	6	0	1	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3	15
3bb	1	0	1	0	2	1	226	0	4	5	7	2	1	5	2	0	9	0	0	0	0	0	116	382
3ca	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5
3cb	0	2	0	0	0	0	4	0	19	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	22	50
3da	0	0	1	0	1	0	2	0	1	25	1	1	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	24	60
3db	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	12	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	16	35
4a	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	32	1	1	1	1	0	2	0	0	0	0	14	57
4b	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	19	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	26
4c	0	1	0	0	1	1	8	0	0	0	1	0	0	43	0	2	1	2	0	0	0	0	19	79
4d	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	1	0	0	0	23	3	1	0	0	0	0	0	5	37
5a	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4	0	2	2	28	0	0	0	0	0	0	16	56
5b	0	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	3	3	2	0	3	42	0	0	0	0	0	5	62
5c	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	8	0	1	0	2	15	
5d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5e	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	6	0	1	9
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
合計	18	29	12	4	50	9	263	2	27	34	22	48	26	60	29	46	53	13	0	7	10	356	1118	

【表9】

翌年 クラス	同クラス		抹消	
	件数	%	件数	%
1a	12	60	8	40
1b	23	31.1	38	51.4
2a	7	35	12	60
2b	3	60	2	40
3a	39	38.6	49	48.5
3ba	6	40	3	20
3bb	226	59.2	116	30.4
3ca	0	0	3	60
3cb	19	38	22	44
3da	25	41.7	24	40
3db	12	34.3	16	45.7
4a	32	56.1	14	24.6
4b	19	73.1	1	3.8
4c	43	54.4	19	24.1
4d	23	62.2	5	13.5
5a	28	50	16	28.6
5b	42	67.7	5	8.1
5c	8	53.3	2	13.3
5d				
5e	6	66.7	1	11.1
6	10	100	0	0
合計	583	52.1	356	31.8

【表10】

名前	家族形態								居住階層	職業	年数
	安政4	文久1	文久2	文久3	元治2	慶応3	明治2	明治3			
1 元昌	3b	5b	5b	5b	5a	5a	5a	5a	地借	町医者	90
2 安右衛門	3b	3b	3b	3b	3b	3b	3b	3b	家主	鼈甲職	47
3 珍平	5e	4a	4a	4a	4a	4d	4d	5b	地借	大工職	45
4 儀左衛門	4b	4d	4d	4d	4d	3c	3b	3b	家主	屋根職	36
5 藤七	4a	3b	3b	3b	3b	3b	4c	4c	家持	羅呉服渡世	23
6 庄吉	5b	5b	5b	4b	4b	4b	4b	4a	家主	塗師	78
7 半次郎	5c	3b	3b	4d	3d	3d	3d	5a	家主	古着渡世	20
8 惣七	3b	3b	3b	3b	3b	3d	3d	3d	家主	更紗職	30
9 藤兵衛	3b	3b	3b	3b	3b	3b	3b	3b	地借	蕎麦渡世	56
10 喜兵衛	3b	5b	5b	5b	4c	4c	3b	3b	地借	大工職	36
11 清吉	4c	4c	4c	4c	4c	4c	3b	3b	地借	日雇稼	17
12 弥助	3b	3b	3b	3b	3b	3b	3d	3d	地借	日雇稼	24
13 鎌吉	3b	3b	3b	3b	3b	3b	3b	3b	店借	大工職	14
14 伊三郎	3d	3b	地借	左官職	20						
15 利根次郎	3b	5b	地借	大工職	39						
16 清次郎	5b	5b	5b	5b	4a	4a	3b	3b	地借	肴渡世	40
17 安平	5b	4b	4b	4b	4b	4b	4c	4c	家主	春米渡世	23
18 弥三郎	3b	3b	3b	3b	3b	3b	3b	3b	地借	三弦指南	44
19 弥三郎	3b	3b	3b	3b	3b	5a	5a	5a	地借	薦人足抱頭	65
20 五郎兵衛	3b	5b	5b	5b	5b	5b	5a	5a	家主	大工職	38
21 五兵衛	5c	3a	3a	4a	4a	4a	4c	5c	家持	味噌渡世	118
22 嘉七	3b	3b	3b	3b	5b	5b	5b	4a	地借	料理人	30
23 仙五郎	5c	5e	5e	5e	5e	5e	5e	4b	地借	建具師	36
24 甚右衛門	4d	4d	4d	5a	5a	4d	5a	4c	地借	水油渡世	51
25 定吉	3d	5a	5a	5a	5a	5a	3b	3b	地借	桶職	14
26 松五郎	3b	3b	3b	3b	3b	3b	3b	3b	店借	薦人足	30
27 喜兵衛	5b	5b	5b	5b	5b	5a	5a	5a	地借	人宿	43
28 安兵衛	3b	3b	3b	3b	3b	3b	3d	5a	地借	羅呉服渡世	23
29 庄次郎	4c	4c	3b	3b	3b	3b	3b	3b	家主	羅呉服渡世	14
30 銀次郎	3b	4c	4c	4c	4c	4c	3b	3b	地借	大工職	37
31 松兵衛	4a	4a	3b	3b	3b	3b	3b	3b	店借	大工職	18
32 松五郎	3b	3b	3b	3b	3b	3b	3b	3b	店借	土方	59
33 長兵衛	3b	3b	3b	3b	3b	3d	3a	3b	地借	枺酒渡世	31
34 喜兵衛	5a	5a	5a	4d	4d	4d	4d	4d	地借	羅呉服渡世	42
35 清吉	3c	5b	5b	5b	5b	3b	3b	3b	地借	駕籠職	42
36 とく	3b	3b	3b	3d	3d	3d	3d	3d	地借	桐油渡世	17
37 吉五郎	3b	3b	3b	3b	3b	4b	4b	4b	地借	弓師	14

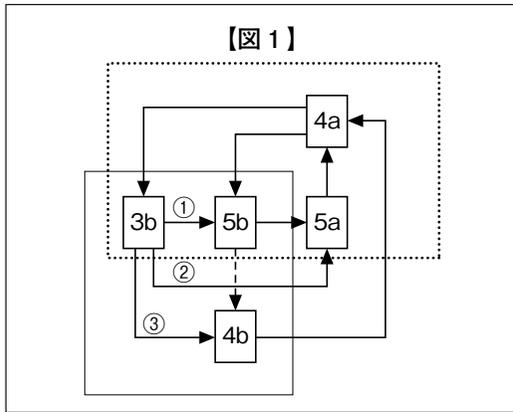
居住階層では、家持、地借、家主が大半を占める。家主は、居住階層が記載されないが、地面や住民の管理を職務とするから、比較的安定した層に位置すると考えられる。職業では、職業の末尾に「渡世」と付く商業、「職」・「師」と付く工業が多い。これらの世帯の商業は、地借という居住階層からも、常設店舗での商いが想

定される。また、工業でも、鼈甲職、更紗職、塗師などは、専門的な技術が必要とされる。

家族形態を決定する要因は多様で、一概には論じがたいが、相続は重要な要因の一つである。ある世代に、財産、職業、技術、地位など、次世代に譲り渡すもの、いわゆる継承財があれば、無事相続させるべく次世代と同居する可能

性が高い。また、職業や財産は、二世帯以上が同居しうる経済的余裕を保証する。長期間継続して居住する世帯は、こうした継承財を保有している。

継続居住世帯では、家族形態の移行を追跡することが可能で、世代の継承が確認される。しかも、この移行には、「直系家族世帯」の構造が認められる。[高橋2005]によれば、直系家族世帯における家族形態移行は、【図1】①の基本パターンを示す。なお、パターンでは、直系家族世帯の家族形態を取りだしており、実際には、直系、傍系の親族が加わる。



第一世代：

1. [3b] 世帯主夫婦と子供たち
[変化要因1] 子供に嫁(婿)を取り同居 → 2へ
2. [5b] 世帯主夫婦(未婚の子供たち)と子供夫婦(未婚の子供たち)
[変化要因2] 子供世代に世帯主を譲渡、子供夫婦に孫が誕生 → 3へ

第二世代：

3. [5a] 世帯主夫婦(未婚の子供たち)と世帯主の親(夫婦)と未婚の子供たち
[変化要因3] 両親のどちらかが死亡、親世代の未婚の子供が転出 → 4へ
4. [4a] 片親と世帯主夫婦と未婚の子供たち
[変化要因4] 片親も死亡 → 5へ
[変化要因5] 片親も死亡、世帯主夫婦の子供が結婚 → 6へ
5. [3b] 世帯主夫婦と子供たち
6. [5b] 世帯主夫婦(+未婚の子供たち)と子供夫婦

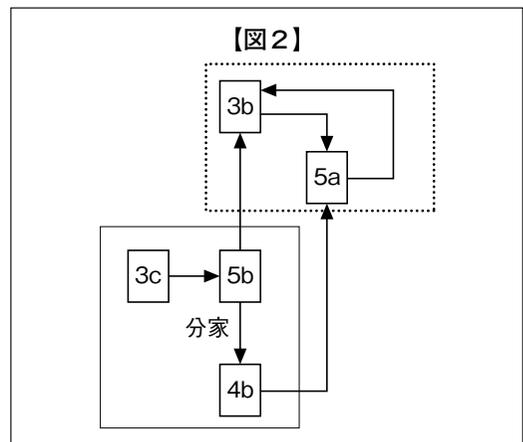
【図1】②、③は、①の変則パターンである。【図1】②は、2の[5b]を経ないまま、子供

世代が結婚すると同時に世帯主を譲渡したケースである。【図1】③は、2に変化する段階で、世帯主夫婦の妻が死亡したケースである。また、基本パターン【図1】①でも、2の段階で世帯主夫婦の妻が死亡すると、一時的に[4b]に変化する。

さて、継続居住世帯37世帯のうち、1.元昌(町医者、推定居住年数90年)、3.珍平(大工職、45年)、6.庄吉(塗師職、78年)、19.弥三郎(鳶人足抱頭、65年)、20.五郎兵衛(大工職、38年)、27.喜兵衛(人宿、43年)、の6世帯の家族形態には、直系家族世帯の基本的パターンが現れている。また、19.弥三郎の息子一人は、同じ町内に分家を立てている。以下に、元昌の家族形態を検証しよう。

- ①安政4(1857)年:[3b]
世帯主夫婦:元昌・やな。子供たち:養子文六郎、わか、ふさ、あか、やな、初太郎
- ②文久1(1861)年:[5b]
・養子文六郎と娘わか結婚
世帯主夫婦:元昌・やな。子供たち:ふさ、あか、やな
子供夫婦:文六郎・わか
- ③元治2(1865)年:[5a]
・前年に元昌が死亡、文六郎改め文六が世帯主
世帯主夫婦:文六・わか
親:やな。子供たち:あか、やな(ふさは、結婚)

基本的パターンの変型としては、35.清吉(駕籠職、42年)がいる。清吉の移行を【図2】に示した。



- ①安政4(1857)年:[3c]
世帯主:清吉。子供たち:養子善八、はる、やす、よし

②文久1(1861)年:[5b]

・養子善八と娘はるが結婚、娘よしが転出

世帯主:清吉。子ども:やす
子供夫婦:善八・はる

③元治2(1865)年:[3b]、[4b]

・善八改め清吉が世帯主。前清吉改め忠兵衛が分家、娘のぶ、のお娘なを引取

世帯主夫婦:清吉(善八改め)・はる。子供たち:養子幸太郎、養女たけ
世帯主:忠兵衛(清吉改め)。子供たち:やす、のぶ。孫:なを

拡大家族世帯や多核家族世帯は、財産、職業、技術、地位などの生活基盤が厚ければ、稼ぎ手を失っても直ちに没落はしない。しかし、生活基盤も絶対的とはいえ、やはり脆弱性は否めない。世代の継承は、子供の誕生や養子の資質への依存度が大きく、また近代への移行期において家業の運営の才も要求される。17. 安平(米春渡世、23年)は、世代継承を切望しながら、かなわなかった事例である。

①安政4(1857)年4月:[5b]

世帯主:安平。子供:つる
子供夫婦:養子安次郎・娘ふさ

②安政4(1857)年4月:[1a]

・娘つる結婚して他出。娘ふさ死亡、婿養子安次郎を離縁

世帯主:安平

③文久1(1861)年4月:[4b]

・娘つるを引取り、婿養子市右衛門を取る、孫辰太郎誕生

世帯主:安平
子供夫婦:婿養子市右衛門・つる。子供:辰太郎

④文久2(1862)年4月:[4b]

・娘つるが死亡

世帯主:安平
寡夫:婿養子市右衛門。子供:辰太郎

⑤元治2(1865)年4月:[4b]

・婿養子市右衛門が結婚

世帯主:安平
子供夫婦:婿養子市右衛門・嫁ちか。子供たち:辰太郎、すず

⑥明治2(1869)年4月:[4c]

・市右衛門が世帯主。嫁ちかの弟源次郎が転入

世帯主夫婦:婿養子市右衛門・嫁ちか。子供たち:辰太郎、すず、大助
親:安兵衛
弟:源次郎

安平の家族形態は、およそ次のように移行し

たのだらう。安政4年、安平には娘が二人いた。長女ふさに婿養子安次郎を取らせるが、長女が死亡して婿養子を離縁。縁付いていた次女つるを引取り、婿養子市右衛門を取るものの、次女も一子を設けた直後に死亡。婿養子に嫁を取らせて、唯一血のつながった孫を養育させている。

直系家族世帯といっても、後継が実子とは限らない。実際、上記7例のうち後継が実子なのは、喜兵衛と弥三郎の2世帯のみで、残5世帯は養子である。7世帯の他にも、14年の間に世代継承が確認された世帯は、12世帯にのぼる。これらの世帯も、様々な方法によって、世代を継承させている。また、14年の間には世代継承はなかったが、推定在住年数から考えて、塩町在住第二世代だと推測される世帯もある。要するに、さまざまな戦略を立てて世代を継続したいと意図する世帯が存在すること、そうした世帯の理念として直系家族世帯があったといえよう。

結論に代えて 一都市住民における孝一

幕末・維新时期の四谷塩町一丁目住民において、その家族形態の半数以上は、単純家族世帯であった。この数値は、幕末江戸の人別帳の分析結果とほぼ一致する。親族や複数の家族世帯と同居する形態、いわゆる拡大家族世帯や多核家族世帯は、三割前後を占めていた。これらの中には、親から子へと世代や家業を継承する世帯も少なからず存在した。都市住民の特徴は移動性の高さにあるが、移動する住民を掌握し、町を維持するためには、町に定着する住民の存在は欠かせない。要するに、幕末・維新时期における江戸町方の世帯構造として、塩町の世帯構造はかなり一般的であったといえよう。

このような江戸町方、つまり、都市における世帯構造、あるいは家族世帯の性格は、孝道德にどのように反映されるだろうか。近世の孝道德が、都市家族に適合すべく、どのように展開するかを見通し、結論に代えたい。

近世の孝道德の特徴は、家名・家財・家業三位一体の家の維持存続を目的にすることである。家の維持存続のために、自助努力が求めら

れる。都市家族においては、この自助努力の精神が一層強く求められると思われる。その理由は、都市家族、特に、単純家族世帯が抱える問題にある。

第一の問題は、なんらかの原因で構成員が一人でも常態を失えば忽ち崩壊に瀕する程の、脆弱性である。家族の規模が小さい上に、稼ぎ手が少ない場合が多く、異状を補うだけの余力がないからである。その家族世帯を維持するのが精一杯で、ひとたび構成が毀れると回復は難しい。しかも、各家の経済規模は、二世帯同居が困難なほどに貧弱である。したがって、第二に、生活基盤に動揺を来す事態に陥った場合、親世代、あるいは親族からの物質的扶助はさほど期待できない。さらに、第三に、町共同体による扶助もさほど期待できない。幕末・維新期においては、下層住民の移動や没落は、町共同体の解体に直結するものではない。また、大半の世帯は、生活の維持に懸命で、他の世帯を扶助する余力には限りがある。そもそも、都市住民の移動性の高さは、町共同体との相互依存関係を希薄にする。このような状況において窮状に陥ったとき、親族、町共同体からの援助が期待できず、頼るものは自力において他にはない。都市家族が世帯を維持していくために何よりも求められるのは、自助努力だといえよう。

都市家族の脆弱性は、単純家族世帯に限らない。町に定着した世帯においても、経営規模はさほど強固とはいえず、家業の経営、相続の如何によっては没落の危殆に瀕する。定着世帯においても、自助努力の精神が求められる。あるいは、没落を防ぐ対策として、親族、町共同体、同業組織や同郷組織との関係強化が図られるだろう。

ところで、こうした都市家族が抱える問題は、健康への関心をも喚起させる。この時期に刊行された孝道徳を教える教訓書では、健康への留意が教訓の筆頭に置かれる。たとえば、天保六年（一八三五）刊の往来物『孝行往来』⁽¹⁸⁾は、慎むべき五箇条の第一を、次のように記している。

慎むべき第一条…身体を毀損しないこと。

身を守り常に養生をして、病気に罹ることなく、長生きをせよ。

本来、孝観念の基盤は、生命の連続性にある。生命を世代間で継承するという意識から、身体をかけがえのないものとして大切に扱うことは、孝の重要な徳目とされる。しかし、生命の連続性に対する意識のみならず、健康は現実的な課題であったと思われる。家族形態を崩壊させる原因は、都市住民が最も恐れるところであり、その原因の最たるものは、死や回復不可能な病だからである。都市住民が先ず気遣うのが健康の増進であることは、容易に納得できる。

さて、近世の孝道徳の目的は、家の維持存続にある。自助努力を支えるのは、自己が帰属する場を確保しようとする意識、すなわち家意識である。近世の家は、家名・家財・家業三位一体の経営体という実体があった。自己が帰属する場は確かに実在する故に、それを確保しようとする意識には、現実感がともなったといえよう。塩町においても、定着世帯のなかに、世代を継承させたいという意図を認めることができた。また、これらの世帯は、家業や財産など、次世代に譲り渡す継承財を保有していた。こうした定着世帯においては、近世的な家や家意識を指摘することができ、したがって、近世の孝道徳が引き継がれていると考えられる。

しかしながら、多くの単純家族世帯には、譲り渡すべき継承財は存在しない。そもそも、近世的な家自体が存在しないのである。これら世帯の住民にとって、自己が帰属する場は、実在感のない不確実なものである。そして、現実感をもって確認できる存在があるとすれば、家族に違いなかろう。ここにおいて、近世における孝の目的であった家の維持存続は、家族の維持存続へと変容する。その家族は脆弱である故に家族を維持するための自助努力を支える意識や、家族を結させる意識は、観念的な性質を帯びることになるだろう。

それでは、幕末・維新期において、都市住民に家族の維持、すなわち孝を迫るものは、一体何であろうか。同じ問いかけは、定着を遂げた家族にも向う。彼らは村の家から押し出されて都市に流れ込み、都市に定着した。定着するた

めに財を築き、職を身につけようとする意思や努力、さらにまた、そうして築いた家業や家族を絶やすまいとする意思や努力は、何に起因するのだろうか。

前掲『孝行往来』の冒頭では、父母による子供の養育の労苦を説ききかせ、孝を促す動機としている。

抑も体内に宿れば、母の苦患父の心配一朝に非ず。…此の世に生まれを夫れより以来、襁褓の内穢れを厭わず、終日抱き抱え乳を哺め、終夜寝給はず。寒き時は温め、暑き節は涼しめ、もし病有れば、我が身に替わらんと欲し、仮令幸いにして堅固に成長すと雖も、猶善上に善かるべく思い、日、夜、この千辛万苦已む暇無し。

描かれているのは、ひたすら子供を慈しみ愛する親の姿である。そこに、家を継ぐ子供、町や村の一員となる子供だからという理由はない。愛するのは、我が子ゆえである。親の愛に触発されて、子供もまた親を愛する。こうして、親と子は互いへ向かう愛で深く結ばれる。ここでは、子供に孝を迫るのは、親と子の愛情の結合であろう。

確かに、都市家族は、都市へ流入し自分で作り上げた家族である、しかも、窮境において頼りになるのは自助努力である。こうした状況において、頼みとするのは親子の情的結合というのも頷ける。近代家族の特徴の一つに、家内での情的結合、子供への強い関心がある⁽¹⁹⁾。親子の情的結合において、幕末・維新时期の都市家族に近代家族的萌芽を認めることができると思われる。

【注】

(1) 現在知られている江戸・東京の人別帳と戸籍は、14本である(塩町を除く)。そのうち、「麴町十二丁目人別書上」の3年分3本、「四谷伝馬町新一丁目」2年分2本の他は、単年度分である。人別帳史料は、東京都江戸東京博物館都市歴史研究室編集『江戸東京博物館史料叢書1 四谷塩町一丁目人別書上(上)』(1998)、同『同2 四谷塩町一丁目人別書上(下)』(1999)を使用し

た。

- (2) 四谷塩町一丁目人別帳のデータベース化については、拙稿[早川2007a]「教訓科往来物の読者像 —「四谷塩町一丁目人別帳」を史料にして—」(『目白大学文学・言語学研究』第3号、2007)、同[早川2007b]「人別帳からみた四谷塩町一丁目の住民構成」(『目白大学総合科学研究』第3号、2007)、同[早川2008]「幕末・維新时期における江戸町方住民の移動 —『四谷塩町一丁目人別書上』の分析を通して—」(『目白大学人文学研究』、第3号、2008)を参照されたい。
- (3) ハメル-ラスレット分類法に関する文献としては、E.A.ハメル-P.ラスレット「世帯構造とは何か」(速見融編『歴史人口学と家族史』、藤原書店、2003)を用いた。
- (4) 四谷塩町一丁目人別帳データベースについては、赤澤春彦の一連の研究がある。赤澤春彦「幕末期の四谷塩町一丁目 —人別書上からの情報—」(『四谷塩町一丁目遺跡Ⅲ』(新宿区生涯学習財団、2000)、同「人別書上に見る幕末期の四谷塩町一丁目」(『東京都江戸東京博物館研究報告第11号』(江戸東京博物館、2005)。検出した数字557世帯は、[赤澤2000]と異なる。これは記録の解釈の相違によるもので、この点に関しては別稿で詳論する予定。
- (5) 都市に残存する史料(人別帳、宗門改帳、人口増減帳等)をもちいた都市人口の研究状況に関しては、高橋美由紀『在郷町の歴史人口学』(ミネルヴァ書房、2005)の第1章が網羅的である。家族形態の周期的変化を追跡するためには、二世帯60年間分以上の蓄積データが必要とされるが、このような長期データを用いた研究には、前掲[高橋2005]の在郷町(陸奥国安積郡郡山上町。現、福島県郡山市)のほか、高木正朗による奈良町内の二つの町(奈良鶴福院町、同東向北町)に関する一連の研究がある。高木正朗「都市町内のPopulation Dynamics」(『立命館産業社会論集』第25巻第1号、1989)、同「都市家族の構成と変動 —19世紀の奈良町内奈良町内の人口と社会構造—」(『立命館産業社会論集』第25巻第1号、1989)など。高木は、都市における家の再生産と人口動態として、①住民移動が激しく、ごく少数の家業安定世帯だけが比較的長期の町在住が可能であった、②家族(世帯)構成は、大部分が核家族タイプをとる、③移動に一定のパターンがあることなどを挙げている。塩町一丁目を対象としては、①について拙稿[早川

- 2007a]、③について拙稿 [早川2008] で検討し、ほぼ同じ結果を得た。
- (6) 家族形態の分類法、及び問題点については、高木正朗「家族分類スキームと宗門改帳」(『日本研究』国際日本文化センター紀要 第12集、1995)などを参照した。
- (7) 都市人口の性質によるところが大きい。[高橋2005]は、都市人口研究の問題点として6点あげている(p.13)。たとえば、①大都市の場合、残存状況が一定しておらず全体像がつかみにくい、②史料が連続して長期間残存することが少ない、③移動する割合が高く、連続した人口変数を得るのが困難などである。この性質は、塩町一丁目にもあてはまる。その他、世帯主との続柄が前年と異なり、その異動の理由が記されていない記録がある。家族形態は続柄の異動によって移行するので、このような記録では想定しがたいパターンに移行する。
- (8) この点に関しては、[高木1995]などに指摘がある。
- (9) [高橋2005]では、[類型4]、[類型5]では世帯主を優先させている。本稿でも、高橋の分類方法を参照した。
- (10) 南和男『幕末江戸社会の研究』(吉川弘文館、1978年)、鬼頭宏『人口から読む日本の歴史』(講談社、2000)。
- (11) 町方文書「元治元年 御用日記留」に残された住民調査記録である。元治1年3月上旬の時点における町内在住世帯が書き上げられ、その世帯に関する同年10月半ばまでの移動状況が記録されている。
- (12) 前掲(10)、鬼頭宏『人口から読む日本の歴史』(講談社、2000)。
- (13) 斉藤修『江戸と大坂 一近代日本の都市起源一』(NTT出版、2002)。その他、斉藤修・友部謙一「江戸町人の結婚・出生行動分析 一1860

- 年代末の日本橋・神田の戸籍史料による」(『人口学研究』第11号、日本人口学会、1988)など。
- (14) 文久3(1863)年において、親・子・孫の三世代が同居する世帯は、21世帯にすぎない。孫が祖父母と一緒に暮らすのは、機会、年数ともに限られていた。
- (15) 拙稿 [早川2007b]による、安政4(1857)年から明治3(1870)年の14年間で8年分の人別帳の分析では、全世帯の約3分の1は1、2年のきわめて短期間で、約3分の1は10年前後で転入、転出をしていた。
- (16) 天保期の触書に、「其日稼之者取調目当」が列挙される(『江戸町触集成 第12巻』塙書房、1999、同書触番号12582)。主な職業は、棒手振、日雇稼、手間賃稼ぎ、賃仕事、道心者、振り売り、下細工などである。この「其日稼之者取調目当」は、その後も頻繁に出されており、その日稼ぎの者に関する共通認識であったといえる。
- (17) 人別帳に記載される出生地、年齢、父親との続柄、異動の記録を読解し、町方文書を参考にすると、推定することができる。拙稿 [早川2007b]を参照されたい。
- (18) 『孝行往来』天保6(1835)年刊、小川保磨(玉水亭)著、大阪・京都書肆刊
- (19) 小山静子『家族の生成と女性の国民化』(勁草書房、1999)、落合恵美子『近代家族の曲がり角』(角川書店、2000)など。

* 本稿は、日本学術振興会平成二〇年度科学研究費補助金(基盤研究C:課題番号20520075 一九世紀前中期の江戸/東京における家族の実態と道徳思想)による研究成果の一部である。